

7 他団体との関係

<p>○三鷹市自治基本条例 平成 17 年 10 月 1 日条例第 17 号 改正 平成 19 年 3 月 12 日条例第 3 号</p>	<p>○多摩市自治基本条例 平成 16 年 3 月 31 日条例第 1 号 改正 平成 22 年 3 月 15 日条例第 4 号</p>	<p>○明石市自治基本条例 平成 22 年 3 月 26 日条例第 3 号</p>	<p>○流山市自治基本条例 平成 21 年 3 月 30 日条例第 1 号</p>	<p>○相生市市民参加条例 平成 16 年 3 月 24 日条例第 12 号</p>
<p>第 7 章 政府間関係 (国、東京都等との政府間関係)</p> <p>第 36 条 市は、基礎自治体である市町村優先の原則に基づき、国、東京都等（以下「国等」という。）との適切な政府間関係の確立が図られるよう、国等に対し制度、政策等の改善に向けた取組を積極的に行うとともに、関係団体、市民及び事業者等と連携協力し、自治基盤の強化に努めなければならない。</p> <p>(他の自治体等との連携)</p> <p>第 37 条 市は、他の自治体等と連携して、行政サービス、施設の相互利用、共通する課題への広域的対応等を行うことにより、市民サービスの向上を図り、効果的かつ効率的な市政運営を行わなければならない。</p> <p>(海外の自治体等との連携及び国際交流の推進)</p> <p>第 38 条 市は、海外の自治体、研究機関、市民活動団体等との連携、交流及び協力を推進するとともに、市民による公共的な国際活動への支援を行うことにより、相互理解の推進、共通する都市問題への取組及び平和、人権、環境等の地球規模の諸問題への取組を行うものとする。</p>	<p>第 6 節 市の執行体制 (市の自立)</p> <p>第 15 条 市は、国及び東京都と対等の立場に立ち、まちづくりの推進にあたっては、自ら判断し、その責任において、権限を行使するものとする。</p> <p>2 市は、必要に応じて他の地方公共団体と連携し、まちづくりの推進に努めるものとする。</p>	<p>第 5 章 国及び他の地方公共団体との関係 (国及び他の地方公共団体との関係)</p> <p>第 37 条 市長等は、共通の課題又は広域的課題を解決するため、国及び他の地方公共団体と相互に連携し、協力するよう努めるものとする。</p>	<p>第 5 章 国、千葉県及び他の自治体等との協力等 (国及び千葉県との協力等)</p> <p>第 18 条 流山市は、国及び千葉県と対等な立場であり、流山市の自主性を踏まえた上、地方自治の発展のために、国及び千葉県と協力するとともに、政策及び制度の改善等に関する提案を積極的に行います。</p> <p>(近隣等の自治体との協力)</p> <p>第 19 条 流山市は、行政運営上の課題の解決と市民サービスの向上を図るため、広域的な観点から、近隣自治体と相互に連携し、協力するよう努めます。</p> <p>2 流山市は、姉妹都市及び友好都市をはじめとする前項以外の自治体と共通するまちづくりの課題について連携し、協力し、その解決に努めます。</p> <p>(市外の人々との連携)</p> <p>第 20 条 市民等、市及び議会は、市外の人々との連携を図り、その知恵や意見を市民自治によるまちづくりに活用するように努めます。</p> <p>(国際交流)</p> <p>第 21 条 市民等、市及び議会は、国際交流を推進し、諸外国の自治体等と協力して、平和、人権、環境等の地球規模の諸問題に取り組むとともに、相互の理解を深めるように努めます。</p>	